

(後編) 日本学術会議問題の経緯と本質

2021年8月6日

東北大学名誉教授 小田中聡樹

9 (目 次)

はじめに・・・・・・・・本稿の目的 (2P)

一 2011年12月1日以降に生じた主な事象 (2P)

二 前稿以後の反対運動の展開状況 (3P)

三 自民党の学術会議改革提言の狙い (学術会議潰し) (6P)

四 「自民党の提言」批判の論説 (13P)

五 科学技術・イノベーション基本計画 (第6期) —学術研究動員計画 (15P)

六 学術会議問題の2021年4月時点での問題状況 (15P)

七 任命拒否撤回を求める動きの拡大 (16P)

八 任命拒否撤回を求める動き (2021年5月時点) (17P)

九 任命拒否撤回要求の民主主義的意義 (22P)

追記 (24P)

はじめに—— 本稿の目的 ——

(1) 私は、前稿「学術会議問題の経緯と本質」(2020年12月1日了)で、まとめに代えてとして、

①強権的な秘密警察的手法・政治的手法による学術会議への人事介入は、政治権力の統治力弱体化の現れであること。

②学問の力量を軽視する政治権力は、自由・平等・平和な未来社会を構想する知的能力が枯渇していくこと。

③未来構想力を欠く政治権力が、人民的・社会的良心から遊離して強権的権力の行使に走り早晚衰退することは、歴史の鉄則であること。

以上の3点を指摘した。

(2) 本稿では、以上のまとめを補足する目的で、前稿(2021年12月1日)以降に生じた主な事象と発表された論説の要旨とを時系列的にフォローし、学術会議の権力的再編を目論む政治権力・自公政権の野望の正体を析出してみたい。

一 2020年12月1日以降に生じた主な事象

(1) ①12月11日、自民党政務調査会は、「日本学術会議の改革に向けた提言」を政府に提出(赤旗12月11日)。

②12月15日佐藤学元学術会議第一部長は、「学術会議改革提言をどうみるか」を発表(12月15日赤旗)。

③12月16日梶田隆章学術会議会長は、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(中間報告)を井上科学技術担当相に手交(12月17日赤旗)。

④12月29日までに1349団体(うち学協会<学会>162、大学・大学関係78、法曹関係62、労組諸団体147)が、学術会議介入抗議声明を発表(12月30日赤旗)。

⑤1月28日学術会議幹事会は、「任命を求める声明」を発表(1月29日赤旗)。

⑥1月29日加藤官房長官は、同声明に不快感を表明(1月30日赤旗)。

⑦2月12日全国革新懇は、任命拒否撤回を求める署名(3万6642人分)を内閣に提出(2月13日赤旗)。

⑧2月27日学術会議フォーラムは、「危機の時代におけるアカデミーと未来」を開催(2月28日赤旗)。

⑨以上に列記した事項の中で特に重要なのは、自民党提言(前記「日本学術会議の改革に向けた提言」と、学術会議幹事会声明(任命を求める声明)との2文書である。

(2) そこで本稿では主としてこの2文書の内容を対比して、現時点での学術会議の危機的状況の実相を析出してみたい。

その手法として、自民党提言の大要を記してその項目ごとに私見(コメント)を付することとするが、その前に前稿以後の任命拒否反対運動の展開状況を概観する。

二 前稿以後の反対運動の展開状況

①2020年11月30日、会員任命拒否の撤回を求める「許すな憲法破壊！緊急院内集会」が国会内で開かれた。主催は「菅政権による検察・行政の強権支配を糾す会」で、学者・研究者や学生、市民など約300人が参加した。元会員の羽場青山学院大学教授は、政府は▽軍事と学問の両立、▽政府を監視する人文社会科学の衰退、▽憲法破壊、を狙っていると、「いま声を上げなければ」と訴えた。（12月1日赤旗）。

②12月2日、人文社会系の310学協会は、拒否撤回を求める共同声明を発表。日本外国特派員協会で記者会見し、世界の研究者や市民に賛同を訴えた。

声明は、任命拒否の撤回を求めて幅広い人文社会系学会で結成した人文社会系学協会連合連絡会が、11月に出したものの英語版。

声明への参加・賛同は、11月当初の226学会からさらに広がった。また同日、哲学・文学・社会学など主要分野12学会も各学会が独自に作った声明の英語版を公表した（12月3日赤旗）。

③12月12日、任命拒否された6人のうちの1人である松宮孝明立命館大学教授を迎えて、緊急国会報告会が京都市内で開かれ、120人が参加した。

松宮氏は、6人が任命されず欠員状態であることは学術会議法に違反しており、法律を誠実に執行することを内閣に義務付ける憲法にも違反している、と指摘。「違法状態は6年続くが、6年粘り強くたたかい続ける」と表明した（12月15日赤旗）。

④@佐藤康宏東大名誉教授は、「専門家を専門家として尊重しない政府のために働くつもりはない」として、文化庁有識者会議の座長を辞任した（河北新報12月16日）。

⑤佐藤康宏東大名誉教授の談話は、次の通り（赤旗12月24日）。

政府が専門家を専門家として尊重しないのは、専門的な業績以外の評価軸で会員を任命するかしないかを決めているからだ。これは「優れた研究又は業績」のある科学者の中から会員を任命するという日本学術会議法の趣旨とは違う。同法に明らかに反しているということが問題の核心だ、と。

菅首相は、6人をなぜ任命しなかったのかについて、全く説明になっていない後付けのような理由しか言わない。しかし、6人が安倍前政権のもとで強行された秘密保護法・安保法制などに反対していた人たちだったことと関係があると考えられる。

安倍前政権は、原則禁止されていた武器輸出に大きく踏み出した。だからこそ「軍事研究は行わない」という声明を一貫して継承する学術会議が目障りで仕方がないのだ。そこで、学術会議のあり方を検討している自民党プロジェクトチームが公言している通り、軍事研究をさせるために、政府の都合の良い組織に変えたいという狙いが任命拒否の背景にあるのではないかと。私が専門とする美術においても、戦時体制の下で、コミュニズム的傾向のある作家のほか、シュールリアリズム（超現実主義）系統の作家が政府の弾圧を受けた。そういった作風の美術が衰退させられ、作家は戦争画や作戦記録画のようなものを書いて戦争

に協力させられた歴史がある。美術史家の中にも、日本の美術とはいかに世界に突出してすばらしいものだというようなことなどをとうとうと述べて、国威発揚の一環として戦争に協力した人がいた。

こうした過去の行いは、やはり学問の本来的なあり方からすれば、やっではいけないことだ。なぜなら、時の政権にとって快くないようなこと、今の世の中にとって役に立たないようなことであっても、将来いつか重要になるかもしれない。未来の人類社会の発展のために寄与するかもしれない。そういうことを明らかにしていくのが研究だ。

そのために、政治からの学問の独立性は、憲法が保障する「学問の自由」に含まれる、絶対に必要な要件なのだ、と（2月24日赤旗）。

⑤12月19日、「安全保障関連法案に反対する学者の会」は、オンライン・シンポジウムを開いた。

ジャーナリストの津田大介氏は、人文科学を含めた全分野の科学者が政府から独立して科学的根拠を公正に提供できることが日本学術会議の強みだと述べ、新型コロナウイルス感染拡大のもと学問の研究の意義を人々に広めていく重要性を強調。「学者集団にメディアと芸術家も加え、権威主義に対する統一戦線を組む必要がある」、と訴えた。

今期から学術会議会員となった劇作家平田オリザ氏は、異なる価値観を持つ人との「対話」を強めることが学術や芸術の課題だ、と問題提起した。

日本学術会議元会員の浅倉むつ子早稲田大学名誉教授は、学術会議は学問の自由を保障されているがゆえに自律的な行為の責任を自覚し、自ら問題を発掘して「市民のための科学」を進めてきた、と強調した。

⑥宗教界からも次々と反対の声があがっている。

「私たちは声を上げて反対せざるを得ません。今の時代、科学的真理の探究を操作しようとする政治が、宗教的真理の探究を尊重するなどということはありません。成長の家教団は、こう述べて菅政権による日本学術会議会員の任命拒否に反対した。

他にも日本キリスト教協議会（NCC）、日本カトリック正義と平和協議会（カトリックの公的組織）、日本ナザレン教団、日本YWCA、日本宗教者平和協議会、そして仏教やキリスト教などの超党派の有志など。

ここに共通するのは、「学問の自由の侵害を許すことが信教の自由の侵害にも及ぶ」（有志声明）という認識であり、歴史の教訓を直視していることだ。

NCCは、声明でドイツの牧師マルティン・ニーメラーが残した痛恨の言葉を引用している。以下、その要旨（12月21日赤旗による訳）。

ナチスが共産主義者を襲ったとき、自分は共産主義者ではないので何もしなかった。社会主義者を攻撃したときも、学校、新聞、ユダヤ人に攻撃を加えたときも、不安は増したがやはり何もしなかった。それからナチスは教会を攻撃した。自分は教会の人間だったから何事かをした。しかし、すでに手遅れだった。

⑦学者・研究者の団体である学協会（学会）1062が、大学・大学人関係78が、法曹関係62が、労組・諸団体147が、問題発覚から3ヶ月で学会全体（2065）の過半数に達する人文・社会科学系の310学会が、計1349団体が抗議声明を発表した。

140以上の国や地域を代表する学術団体が加盟する国際学術会議も、「日本における学問の自由に与える影響をきわめて深刻に捉えている」とする書簡を日本学術会議に発出した（11月17日付）。

⑧日本弁護士連合会をはじめ各地の49弁護士会・連合会も。任命拒否の決定の違法性を検証したうえで反対を声明。12月28日に声明をあげた長崎県弁護士会は、学問への弾圧の歴史を振り返り、「被爆地長崎において法に携わる団体として、再び学問の自由の弾圧につながりかねない政府の行為を看過できない」とした。「思想統制的なメッセージとなる」（東北弁護士連合会会長声明）、「我が国の民主主義に対する重大な危険性をもたらす」（長野県弁護士会会長声明）などの批判もあがっている。

また図書館問題研究会は、「任命拒否が、図書館を支えるこれらの自由や権利（教育を受ける権利、学問の自由、表現の自由など）を脅かす結果につながることを危惧する」とした（12月30日赤旗）。

⑨2021年1月28日、日本学術会議は幹事会声明を発表した。

声明は、同会議が任命を再三求めたにもかかわらず菅首相から正式の回答や説明が一切なされておらず、前例のない事態への対応を迫られ、運営に支障をきたしている。6名の欠員という法の定めを満たさない状態が永く継続することは、本会議の独立性を侵す可能性がある、と指摘（赤旗1月29日）。

2月12日、全国革新懇は、国会内で日本学術会議会員の任命拒否の撤回と理由を明らかにせよとする3万6642人分の署名を内閣府に提出し要請を行った（2月13日赤旗）。

⑩2月27日、日本学術会議は「危機の時代におけるアカデミーと未来」と題するフォーラムをオンラインで開催。梶田会長は、社会の複雑な難問への科学的助言が求められている現在、幅広い分野の研究者が集まる日本学術会議の役割・重要性は増していると指摘。国による安定した財政基盤、政府からの独立といった「ナショナルアカデミーの5原則を堅持した上で学術会議の将来の姿を検討したい」、と述べた。

⑪3月20日、北海道の大学教員でつくる「北海道の大学・高専関係者有志アピールの会」と道高等教育研究所は、講演会を札幌で開いた。会場とネット配信で90人余が参加した。任命を拒否された岡田正則早稲田大学教授は、憲法・民主主義を破壊する暴挙で人類社会の進歩を阻害するものだと批判。「立法事実からもあり得ないこと。問題をうやむやにさせないための運動を」と訴えた（赤旗3月24日）。

⑫学術会議会員・法学委員会幹事高山佳奈子教授は指摘した。

任命拒否の狙いは、政府の政策を批判するような提言などを抑制することだ。日本学術会議はいつも政府の意見に反する提言を出していたということでは全くない。専門家の立場から「積極的に推進すべきだ」という提言も多く出している。例えば任命拒否された松宮孝

明立命館大学教授は自動運転の車に関する制度づくりに積極的に関わってきたし、「技術開発の進展を止めてはならない」とする一方で被害者の救済も図るためバランスを取ろうという立場で、法学者の多くが支持する通説的なスタンスをとってきた。また、ジェンダーに関する分科会の提言は、実際の刑法改正につながった。こうした現代的な課題に学会が深く関わってきた。しかし、任命拒否で、学会の活動に具体的な支障が出ている。私（高山）が所属する法学委員会からは3人が任命拒否された。それを受けて委員会で、学会法の適用に関する確認文書を公表したが、本当はその憲法違反性についても情報発信をしたかったが、たった一人の憲法担当委員である学者が任命拒否されてしまったため議論が十分にできていない。法学委員会に憲法担当者が不在だという事態は本当に致命的だ。国際学会からも任命拒否への懸念が表明されている。任命拒否は国際的な恥であり、日本の国際的な信用を損なっている。早急に6人を任命すべきだ、と。

三 自民党の学会改革提言の狙い（学会潰し）

はじめに

2020年12月9日、自民党政務調査会は、学会改革提言を政府に提出した。内容は多岐にわたるが狙いは“学会潰し”である。

その内容を、私の「コメント」をつけて概観することにする。（赤旗12月11日）。

（1）コメント1

日本学会の改革に向けた提言

2020年（令和2年）12月9日

自民党政務調査会 内閣第二部会

政策決定におけるアカデミアの役割に関する検討PT

新型コロナウイルスの脅威は、国民の経済社会生活や国際秩序を大きく変化させた。国民は、国の叡智を結集して、変容する世界を見据え、未来社会への道筋を示しつつ、複雑化・多様化する社会課題を迅速に解決していくことを求めている。トランスサイエンス（科学だけでは答えることができない問題—小田中注）の時代には、民主的正統性（legitimacy）を担保する政治（決断）と、学術的正当性（rightness）を担保するアカデミア（エビデンス）との連携は極めて重要である。

わが国の科学者の代表機関である「日本学会」の独立性が尊重されるのは当然だが、独立とは何か、また政治・行政とはどのように連携すべきかが曖昧にされてきた。このため累次の改革を経ても、わが国が誇るアカデミアの叡智が様々な政策決定に寄与するための仕組みが十分に機能しているとは言い難い。かかる観点から、本PTは改めてその組織、機能のあり方を検証した。政府には、指摘した改革の実行を求めるとともに、日本学会には新たな時代にふさわしい自己改革の実現を期待する。両者が協働して政策実現に努めることで、わが国の科学技術力の世界最高水準への向上と国民の幸福の実現を果たしていくこ

とが望まれる。

【小田中コメント】提言のこの冒頭部分での注目すべき点は、学術的な叡智＝知見・見解・提言が、「民主的正統性」に裏付けられた政治権力による政策の遂行・実現に協働・協力・連繋して奉仕（寄与）する点に於いて不十分だとみて、学術会議の地位・役割を政治従属的なものに貶めている。

そのうえで、同会議がこの役割を十分に果たしていないとする政治的攻撃を加えていることである。

（２）コメント２

１ 日本学術会議に関する現状認識と課題

日本学術会議は、昭和２４年、戦後の時代背景からわが国の戦後復興に科学的知見による貢献が期待されて設立された。時代の流れとともに、国境を越える社会政治課題が増大する中で、科学と科学的知識の利用に関する世界宣言（１９９９年「ブダペスト宣言」）が採択された。これにより、世界の国々や科学者たちには、科学のあらゆる分野から得た知識を、濫用することなく、責任ある方法で、人類の必要と希望とに適用させる使命があることが周知された。

また、日本学術会議の声明「科学者の行動規範—改訂版—」（平成２５年１月２５日）では、「意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する」「科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない」「科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する」「政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する」、と規範を示している。

日本学術会議は、わが国の科学者の代表機関として、その使命の実現に努力してきた。一方、同会議のあるべき姿については、「日本学術会議の在り方について」（平成１５年２月２６日総合科学技術会議）でまとめられており、本PTとしてもその方針に軌を一にする。その後、「日本学術会議の今後の展望について」（平成２７年３月２０日日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議）の審議でも組織改革の必要性が指摘されたが、結果的には現状維持に留まった。

本質的な課題は、そのような改革の歴史を経たものの、日本学術会議がこれまでの議論や認識を踏まえ、政治や政府を通じた「政策のための科学（Science for Policy）」の機能を十分に果たしているとは言い難いことである。

本PTでは、アカデミアが持つ「真理の探求」の機能を未来社会の構築に活かすため、その目指すべきあり方やその実現に向けた方向性を示すべく、当提言を取りまとめた。

【小田中コメント】

この現状認識・課題の部分で注目すべき点は何か。それは、学術会議が政府の「政策の実現のための科学」としての機能を果たしていないとする現状認識＝不満と、この現状認識・不満に立脚して、学術会議へ政治的攻撃を行っていることである。

(3) コメント3

2 日本学術会議に求められる役割

日本学術会議は、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的（日本学術会議第2条）としている。わが国や人類社会が直面する社会的な課題に対し、約90万人の科学者の総意の下に、わが国の学術の総合力を発揮した俯瞰的・学際的な見解を示す「知の源泉」としての役割が期待されている。

また科学者の内外に対する代表機関として、各国アカデミーや国際学術団体と連携し「世界の中のアカデミー」としての役割が今後特に期待されている。

科学技術を社会的便益のため、最適に活用する上で、科学と政策・政治を繋ぐ仕組みづくりが重要であり、世界的課題となっている。政策形成に有効な科学的助言を提供する「政策のための科学」に寄与するため、日本学術会議には、勧告・声明・提言を通じて「実績ある科学者の俯瞰的知見」の創出が求められる。

【小田中コメント】

この項目で注目すべき重要な点は、学術と学術会議に対して政治権力が、政策形成に寄与（貢献）する勧告・声明・提言を行う「俯瞰的知見」の創出、即ち政治的配慮を施すことを要求していることである。

(4) コメント4

3 日本学術会議の設置形態について ～独立した法人格へ～

上記の役割を果たすため、また科学の独立性・政治的中立性を組織的に担保するためにも、日本学術会議は、独立した法人格を有する組織とすべきである。

以下、日本学術会議の自己改革も期待しつつ、改革に向けた具体的留意点について述べる。

(1) 組織のあり方について（組織形態・国家認証・ガバナンス）

日本学術会議は、独立した新たな組織として再出発すべきである。組織形態としては、独立行政法人、特殊法人、公益法人等が考えられる。

組織の独立に当っては、ガバナンス機能の抜本的強化と組織の透明化を図るため、第三者機関（評価委員会・指名委員会）の設置等が必須である。

これにより、現在、政府の内部組織として存在しているにもかかわらず、政府から独立した存在であろうとすることで生じている矛盾が解消する。

なお、指名委員会は、役員並びに新組織発足時の会員を指名するとともに、会員の推薦によらない候補者の推薦を実施することが求められる。

【小田中コメント】

この項目では、新組織の設置形態として、ガバナンス機能の抜本的強化と組織の透明化と

を求めているが、その内実は何か。第三者機関の設置（評価委員会・指名委員会）が必要だとしていることからみれば、学術会議を政権の意を上命下服的な組織に改編し、政府のシンクタンクとしての機能を強化する狙いが窺われている。

この狙いは次にみる提言項目（２）で鮮明かつ露骨に提言されている。

（５）コメント５

（２）提言機能の強化（シンクタンク機能の強化）

新しい日本学術会議の「政策のための科学」の機能を強化するためには、いわゆる「National Research Council」としてのシンクタンク機能を強化し、質の高い政策立案への貢献が可能な組織とすべきである。

①俯瞰的・総合的助言と時宜を得た対応

国家の政策には、深い洞察に基づく具現化が不可欠であり、新しい日本学術会議には、全学術領域を擁する組織の利点を生かし、俯瞰的学際的観点から、未来を見据え、わが国が目指すべき中・長期的ビジョン等、骨太の助言を期待する。

また協力学術研究団体である各学会との適切な役割分担を図り、学術界全体の発展・向上に努めた上で、専門領域を背景とする各学会の枠を超え、学際・分野融合的テーマを扱うことが望ましい。これに伴い役割の拡大する協力学術研究団体については、そのあり方も課題である。また新たな技術や多様化する社会課題については、時宜を得た対応が期待される。また、新型コロナウイルス感染症に関して見られたように、偽情報による社会不安の拡大に際しては、科学的知見によるファクトチェック機能の提供も期待される。

以上の趣旨のためには、専門分野別の分科会等は廃止し、テーマ別にプロジェクトベースで委員会を設置し議論するあり方が望ましい。併せて、幅広く多くの科学者の意見を取り入れる仕組みづくりや外部レビュー制度の整備等も含め検討すべきである。

② 「独立性」と「課題認識の共有」

元来、科学的実証の領域である科学的判断と、価値判断を含む政策的判断とは必ずしも一致しない。しかしながら、科学と政治は相反する存在ではない。

新しい学術会議の独立性を担保することは大前提とした上で、その政治や行政からの独立性を正しく定義し、合理的連携を図る必要がある。議論の場を持つことを放棄するのではなく、政治や行政が抱える課題認識・時間軸等を共有し、実現可能な質の高い政策提言を行うことが求められる。

③ 政治とアカデミアの相互リテラシー

併せて、政策立案者・政策決定者の科学リテラシーの向上、およびアカデミアの政策リテラシーの向上を図ることで、両者の政策共創能力を高める努力が必要である。

かかる観点で相互リテラシー確保のため、諸外国の事例を参考にしつつ、パートナーリング制度やフェロシップ制度、博士課程学生の議員へのインターンシップ制度の導入についても検討すべきである。

【小田中コメント】

この項目で、学会の設置形態＝組織形態の変革プランを詳細に提示しているが、その基調は、学会の抜本的改組による政治的締め付けの強化を通じて、同会を政府の「政策立案・提言機関化」＝シンクタンク機関化する構想である。

この構想を実現するための組織的枠組みとして用いているのが「独立性を持つ法人格を有する組織」への改編という枠組みであり、政治・行政の課題を政治・行政権力と共有共創するという役割分担的構想である。その実体は、政治・行政の課題を政治・行政権力と共有し共創するという役割分担の下における「独立性」である。つまり、ここでいう「独立性」とは単なる「役割分担」の意に矮小化された「独立性」であり、その実体は「政府従属化」なのである。

(6) コメント6

(4) 会員および選出方法

現在の学会の会員数（正会員約 200 名、連携会員約 2000 名）の規模感、正会員・連携会員の種別の撤廃、任期等も含め検討する必要があるが、現段階では、以下の諸点について課題を示す。

①選考基準

学術研究能力、業績、政策検討への参加経験も踏まえ、未来の展望と実践意欲のある人材を、新しい学問分野も含めアカデミア全域より幅広く登用することで、わが国の科学者を代表する組織を構成するにふさわしい科学者の選考がなされるべきであり、現在は現会員の推薦に基づいて選出されるコ・オペレーション方式が採用されている。この方式自体は有効であるが、同質的な集団が再生産されていくという傾向が生じるのは否めない。科学的助言が俯瞰的助言として政策決定に貢献するためには、全ての学問分野をカバーし、他分野と協力して社会に貢献する意思を持つ科学者を、科学者自身が選定することが必要である。引き続き、コ・オペレーション方式を採用する場合は、複数段階での投票や優先順位付け等、より透明で厳格な運用が求められる。また、新領域の研究者等が推薦されにくいという構造に鑑み、第三者機関による推薦など、会員による推薦以外の道を確認すべきである。

その際、学界全体からの支持、新たな領域や課題への柔軟な対応、かつ政策のためのアカデミアとしての機能を果たせる仕組みとなっているかを検証すべきである。

現状の「三部制」による「人文・社会科学」、「生命科学」、「理学・工学」別の所属会員数は、各 70 名程度と同数が割り当てられている。これが実際の科学者総数の割合（人文・社会科学 11.5%、生命科学 19.5%、理学・工学 68.6%）に比し適切であるかについては議論の余地がある。

また、大学、公的研究機関の研究者に加え、全研究者の 6 割を占める企業・産業界の研究者・実務者からの登用、また地域・年代・ジェンダー別の構成比、外国人材の登用につ

いても検討すべきである。特に次世代を担う若手研究者の積極的な登用を重視すべきである。

②選出方法

日本学術会議は設立以来、会員の選出方法について様々な改革を試みてきたところであり、現在は現会員の推薦に基づいて選出されるコ・オペレーション方式が採用されている。この方式自体は研究者集団では一般的であり、専門家同士の評価という意味で有効であるが、同質的な集団が再生産されていくという傾向が生ずるのは否めない。科学的助言が俯瞰的助言として政策決定に貢献するためには、全ての学問分野をカバーし、他分野と協力して社会に貢献する意思を持つ科学者を、科学者自身が選定することが必要である。引き続き、コ・オペレーション方式を採用する場合は、複数段階での投票や優先順位付等、より透明で厳格な運用が求められる。また、新領域の研究者等が推薦されにくいという構造に鑑み、第三者機関による推薦など、会員による推薦以外の道を確保すべきである。

その際、学术界全体からの支持、新たな領域や課題への柔軟な対応、かつ政策のためのアカデミアとしての機能を果たせる仕組みとなっているかを検証すべきである。

【小田中コメント】

① この項目では会員の選出基準と選出方法の改革案を提示しているが、その眼目は、④第三者機関に選出権を与え、学術会議の選出権を縮小すること。⑤人文・社会科学系の会員数を削減して、その構成比率を現行比率（人文・社会科学、生命科学、理学・工学の各分野から各 70 人の同比率）から各分野の实在研究者人数比（人文・社会科学 11・5%、生命科学 19.9%、理学・工学科学 68.6%）に近付けることにより人文・社会科学系の比重を削減し、理工系優位、即ち政治・軍事優位の人的構成に変えることである。

(7) コメント 7

(5) 財政基盤のあり方

G7 の代表機関で構成される G サイエンスの各アカデミーは、基本的に国費以外の財源を持つ。日本学術会議では実施していない機能（奨学金や研究助成、栄誉・顕彰機能など）については考慮する必要があるが、新しい日本学術会議がその役割を踏まえ、十分な活動を行うために必要な財政基盤を確保できるよう、制度・体制を整えるべきである。

政府は日本学術会議が独立した組織をなった後も、急な自己資金の獲得は困難と考えられることから、少なくとも当面の間は運営費交付金等により、基礎的な予算措置を続ける必要がある。

同時に諸外国の例を参考に、政府や民間からの調査研究委託による競争的資金の獲得、会員や各学会からの会費徴収、民間からの寄付等による自主的な財政基盤を強化すべきである。政府や民間からの委託研究は、組織の活力を高め、社会の中での位置づけを高水準のものとするに寄与しているとの指摘もなされており、積極的に獲得すべきである。

併せて、税制措置等民間からの寄付を促す施策も検討すべきである。

【小田中コメント】

この項目が狙っていることは、学術会議に民間資金を導入し、奨学金・研究助成費、栄誉（費）、顕彰費を賄う仕組みを作り、これによって研究テーマを、政治・軍事・大企業向けの研究の優位のものへと誘導することである。

(8) コメント 8

(6) 事務局体制・機能の強化

日本学術会議の提言力の強化を図りその機能を十分に発揮するためには、会員の組織的な活動をサポートする事務局体制の抜本的な見直しが必要である。

シンクタンク機能を支えるべく、産官学からの幅広い人材、専門的な調査研究の補佐機能のための博士号取得者等の登用による人材の充実を図るべきである。

また、事務局機能の IT 化を促進することで、行政のデジタル化の模範となるような先進的・挑戦的運営を期待する。

【小田中コメント】

この項目は、事務局に産業界や官僚界から人員を大量に送り込み、学術会議を事務の面でも産官が人的にも掌握しようとするものである。

(9) コメント 9

4. わが国の科学技術行政全体の中での位置づけ

わが国の科学技術行政体制においては、内閣総理大臣の下、科学技術・イノベーション政策の司令塔機能を果たす「総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）」の基本方針を踏まえ、具体的計画の策定・推進を各府省庁が行っている。一方、わが国の科学技術行政における日本学術会議も含めたアカデミアの位置づけ・役割分担や、科学技術行政を担う CSTI や関係府省庁と日本学術会議との関係性・協働のあり方などについては、必ずしも明確に示されているとは言えない。

この機に、科学技術行政全体の中で新しい日本学術会議の役割を明確に示すことが重要である。

その際、諸外国で採用されている科学技術顧問の設置は、政策決定におけるアカデミアの役割を重視する良き先例である。現行の外務大臣科学技術顧問に加え、総理大臣科学技術顧問等の設置についても検討することが望ましい。

【小田中コメント】

この項目が打ち出していることの実相は、学術会議を科学技術行政全体の中に位置づけて取り込み、同会議をその構図の中で、総理大臣直轄の「総合科学技術・イノベーション会議」（CSTI）・科学技術顧問の統制下に置くことである（CSTI は 2020 年 6 月成立）。

なお総合科学技術・イノベーション会議については、後に取り上げることとする。

(10) コメント10

5. 日本学術会議の改革実行へのプロセス

新たな組織形態への移行に際し、日本学術会議がその求められる役割を果たし得るには、改革実行のプロセスが極めて重要となる。

改革の実行に向け、政府は日本学術会議を独立した法人格とし、財政基盤支援スキームを確立するための基本方針をすみやかに決定すべきである。

次に、幅広い学問分野やセクターから有識者の意見を聴取し、政府においてわが国を代表するアカデミーのあり方を含め、具体的な制度設計を行うべきである。この際、新組織となる意義を明らかにするためにも、その設置目的や名称といった基本的事項についても、改めて検討される必要がある。また日本を代表するアカデミーとして国家的な認証を与える施策を講じる必要があるが、それは既に述べた組織改革が実行されることを前提とすべきである。

おおむね一年以内に具体的な制度設計を行い、速やかに必要な法改正を行った後、現行日本学術会議第25期の任期満了時を目途に新組織としての出発が望ましい。

【小田中コメント】

この項目で打ち出していることは、学術会議の改革を学術会議第25期（2020年10月～2022年9月）の任期満了時を目途にして行うとし、早急に改変するとしていることである。

四 「自民党の提言」批判の論説

1 論説

① 佐藤学氏（学習院大学特任教授・元学術会議第一部長）の発言（赤旗12月15日）
今回の自民党の改革案は実質的に日本学術会議潰しの案だ。言葉のうえでは学術会議の独立性を強調し組織的な形態では独立としながら、政府のシンクタンクと同じように、政府の統制下に置こうとしている。そのキーワードが「政策のための科学」だ。形式的な独立性は維持させながら、時の政権が進めようとする政策のための提言を行う機関とするということだ。

これまで学術会議で設けられていた専門分野別の分科会を廃止して「テーマ別にプロジェクト・ベースで委員会を設置」とあるのは、政府の特定の政策についてテーマ別に細分化して政策提言しろ、ということだ。

さらに財政基盤の問題が重要だ。当面は国からの運営費交付金で、将来は民間からの研究調査委託や寄付を財源にするとし、競争的資金の獲得を挙げているのは、財界の要請に応える研究をやらせることを目指すということだ。

つまり日本学術会議を政府の統制下に置き、政府や財界の下請け機関にして、これまで

の学術会議とは全く似て非なるものにしようとする提言だ。

② 中国新聞の社説（12月18日）

自民党提言は、学術会議が「政策のための科学」という機能を十分に果たしているとは言い難いなどと批判し、「政治や行政が抱える課題や時間軸等を共有し、実現可能な質の高い政策提言」を求めている。つまり政権の意向を汲んだ研究をせよというのだ。

しかし、学術会議は、日本学術会議法に基づき、政府の組織でありながら一定の独立性を持つ特別の機関だ。科学者が戦争に加担した反省から軍事研究はしないという方針を貫いてきた。1949年の発足以来、ときには政府にとって耳の痛い提言もしてきた。そして2015年に防衛省が軍事研究助成への公募を始めると、「政府による介入が著しい」として改めて軍事研究に反対する声明を出している。

自民党提言は軍事研究への直接的な言及を避けているが、自民党内には軍事力強化政策に沿わない学術会議に対する不満がくすぶっているのだろう。任命拒否された会員候補6人はいずれも歴史など人文・社会科学系の研究者だ。過去の政府批判が拒否理由ではないかと国会でも追及された。菅首相は「総合的・俯瞰的な活動を求める観点」「多様性の確保」などというわけのわからない言葉を並べているが、理由になっていない。そして自民党は、学術会議の組織改変の必要性を主張し始めた。2ヶ月足らずで急ごしらえした提言を見ると、最初から学術会議を潰すのが狙いだったのではないか。

③ 赤旗の主張（12月27日）

自民党提言は、学術会議に「政策のための科学」の機能強化を求め、今の専門別の分科会を廃止して、テーマ別のプロジェクトにもとづく委員会の設置まで提起している。これはときの政府の「政策」を推進するための「シンクタンク」へと変質させるものだ。

人文・社会科学系の会員の比率を下げることも求めている。これは現在の人間と社会のあり方を相対化して批判的に省察するという、人文・社会科学の独自の役割を弱体化させることになる。

科学が発展しその成果を国民が享受するには、「学問の自由」と学術会議の独立性が不可欠だ。これは、権力による学問弾圧が繰り返され、科学者が軍事研究に総動員された戦前・戦中の歴史の教訓だ。

学術会議の提言・報告は、今年だけで83件にのぼる。これまで新型コロナ等の感染症対策、ジェンダー平等、東日本大震災の被災者救援・復興、気候変動、環境対策、原発、エネルギーなど、社会が直面するさまざまな課題について科学的なよりどころを与え、国民生活や権利の向上に貢献してきた。

学術会議が独立性を失うと、こうした役割を担えなくなる。学術会議への人事介入は、一部の科学者の問題ではなく、すべての国民にかかわる深刻な問題だ。

2 まとめ

それぞれに核心を衝いている以上の佐藤発言と中国新聞社説と赤旗紙の主張と佐藤発言とを以って、自民党提言批判のまとめに代える。

五 科学技術・イノベーション基本計画（第6期）—学術研究動員計画—

(1) 2021年3月26日菅内閣は、第6期科学技術・イノベーション基本計画（2021年度から5年間）を閣議決定した。

(2) イノベーションとは語義としては「革新」との意であるが、計画のごく大まかな内実は、

①科学技術・イノベーションをめぐって国家間の覇権争いが激化していること。

②国家として、安全保障と経済との両面から技術的優位を維持・確保し、自然科学・社会科学の活用を重視すべきこと。

③社会のデジタル化を推進すること。

④大学は戦略的経営を強化すべきこと。

⑤イノベーション推進のため、首相（政府）主導體制を強化すること。

⑥政府研究開発投資目標を5年間で30兆円とすること、というものである。

(3) 基本計画の特徴と本質は何か。

第一に、科学・学術を、安全保障（軍事力強化）や大企業に奉仕する研究体制に変革すること。第二に、研究テーマを、自民党政治に奉仕するものに集中させようとする。第三に、総じて科学・学術・研究を国家・大企業奉仕型に変質させること、である。

(4) ①このようにみえてくると、基本計画が、前述した学術会議問題と狙い・本質を同じくする同根・同質のものであることが明らかとなる。

即ち、科学・研究・学問を政治権力の僕（奉仕人）に貶めようとするものである。

②しかし、研究・科学・学問を政治権力の従属物・奉仕者に化することは誤りであり、不可能である。

研究・科学・学問とは、真理を探究し、これに立脚して自由・人権・平和・福祉の未来を構想し、その実現に向けた運動をステイミュレート（生み出し鼓舞）する営みであり、人類生存の希望の営みであり、人類の公共財だからである。

そしてこの営みに心血を注いでいる学者・研究者の存在意義と力量を無視するものである。

六 学術会議問題の2021年4月時点での問題状況

(1) ㉞学術会議は、2020年12月16日「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（中間報告）（同会議幹事会）を、井上科学技術担当相に提出した（12月17日河北新報・赤旗）。

㉞その要点は次の通りである（同上紙・日本学術協力財団「学術の動向2021年2月」）。

① 科学的助言機能の強化のための組織体制の構築を検討。

② 対話を通じた情報発信力を改善し、科学的助言力を強化。

③ 会員選考プロセスにつき、独立性を確保しつつ、透明性向上・年齢バランス・ジェンダーバランス・所属組織多様性の向上・充実を模索。

④ 国際活動を強化。

- ⑤ 事務局機能を強化。
- ⑥ 設置形態につき、①日本独自の歴史的・社会的条件の配慮が不可欠であること。

◎次の5条件の充足が大前提であること。

- (i) 学術的に国を代表する機関としての地位。
- (ii) そのための公的資格の付与。
- (iii) 国家財政支出による安定した財政基盤。
- (iv) 活動面での政府からの独立。
- (v) 会員選考における自主性・独立性。

(2) ①以上の5条件は、ナショナルアカデミーとして全て備えるべき大前提であり、国際的に広く共有されている原則である。

この5条件に基づき、社会から負託された社会貢献に寄与したいと希求していること。

②「科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの体系の拡張と充実・強化に取り組むことだ。この活動を担う科学者は、人類の公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与すると共に、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展への貢献を、社会から負託されている存在である。

現代社会は、人口減少、少子高齢化、世代間・ジェンダー・マイノリティ格差、長寿命化に伴う生と死をめぐる倫理、社会経済的資源の地域的偏在・格差、あるいは持続可能性を脅かす気候変動・パンデミックなど、グローバルに共通しながらもその地域に特有の歴史的・政治的・社会経済的な枠組みを踏まえて解決しなければならない、複雑で複合化している多くの課題に直面している。

日本学術会議は、そうした重要課題について、学術分野横断的な審議により、見識ある提案や見解を対外的に発信し、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与したいと希求している。

(3) 以上のように、中間報告を一貫して貫いている基調は、学問・科学・技術の自主・独立・公共性に基づき人類全体の平和と福祉に貢献すべきだとする、学術会議の高い使命感である。

七 任命拒否撤回を求める動きの拡大

(1) 学術会議の動きなど、任命拒否を批判し任命を求める動きは拡大している。その直近の例は次の通りである。

①日本学術会議のあり方について検討を続けた同会議幹事会は、2021年4月8日、現在の国の機関としての形態がふさわしく「変更する積極的理由を見出すことは困難」とする素案をまとめた。

同日開かれた臨時幹事会の後の会見で梶田会長は、「検討を進めれば進めるほど、今の設置形態がいかにナショナルアカデミーとして役割を発揮できるように作られているかを改

めて認識している」と述べた。

なお、幹事会がまとめた素案は、梶田会長から4月7日に井上科学技術担当相に報告され、4月21日から開かれる総会で議論される運びとなった。その結果については後述する。

②学術会議事務局によると、任命拒否された6人のうちの5人を、会長が任命する連携会員や特任連携会員にすることになった（4月9日赤旗）。

③日本学術会議の会員への任命を拒否された学者6人が、理由を明らかにするよう政府に情報開示請求する（4月12日）。これとは別に法学者や弁護士100人以上も、同様の開示請求をする（いずれも4月26日内閣府や内閣官房に請求する予定）。なお開示されなかった場合は訴訟も視野に検討するという）。

開示請求する文書は、杉田官房副長官（任命拒否に大きな役割を果たした官僚）らが内部で協議した際の公文書などを想定（2020年11月5日加藤官房長官がその存在を認めている）。法学者らは「政府が理由を明らかにしないまま恣意的に拒否することを許せば、学問や表現の自由に多大な萎縮効果をもたらし、民主主義を崩壊させる。政府は不誠実な対応のまま問題に幕を引こうとしている」と批判した。

④6人のうち小沢東京慈恵会医大教授（憲法）は、取材に対して、「首相は人事を理由に明らかにしないが、何か本当の理由があるはずだ」と話した。

6人は、政府が個人情報などを理由に開示を拒まないよう、自らの情報開示を請求する「自己情報開示請求」の形をとることにしたという（4月13日河北新報）。

（2）全国に52ある単位弁護士会のうち48弁護士会の会長が任命を求める声明を発表した（4月23日までの赤旗の集計）。

八 任命拒否撤回を求める動き（2021年5月時点）

（1）4月19日、「任命拒否」撤回を求めて、学術会議の元会員で気象学者の増田さんは個人で呼びかけた署名6万人分余を内閣府に提出した。「科学者が、再び戦争に動員されていく危機感を感じている。同会議の変質を狙ったものであり、断じて認められない」と訴えた。

署名に、6万1672人が賛同した。増田さんは、先の戦争に科学者が動員され、自身も海軍少尉として「特攻」で出撃する兵士を送り出した経験を紹介。「戦争へと突き進んでいった当時の状況と似てきている。そうした危機感で署名を呼びかけた」。任命拒否は「法的にまったく間違っており、政治家の倫理性が問われている」。政府がこうした行為をしたのは、同会議に軍事研究をさせたいからだ。「学術会議の変質を狙っている。断じて認められない」と話した。

会見には、井原東北大学名誉教授（日本科学者会議事務局長）、軍学共同反対連絡会の小寺事務局長、酸性雨調査研究会の権上事務局長が同席。小寺さんは、科学とは社会の平和的発展のためにあると指摘し、「決してときの政権の政策を認めるためのものではない」と述べた（赤旗4月20日）。

(2) 4月19日、全国革新懇は国会内で、日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求める署名2万7269人分を内閣府に提出した。署名は、全国革新懇、東京革新懇、新日本婦人の会などが取り組み、前回(2月12日)の3万6642人分と合わせて6万3911人分に達した。

全国革新懇代表世話人の小田川氏は、署名について「一人ひとりが取り組んだものであり、政府は市民や研究者らの任命拒否は法の逸脱行為だという批判の広がりを受けとめるべきだ、欠員によって(任命拒否された会員の)所属部会の運営や議論に支障が出ているのではないか」と述べた。

東京革新懇の今井事務局長は、「憲法の学問の自由を侵害し、首相は任命拒否しないとの国会での政府答弁を一方的に踏みこむ重大問題で、法治主義を揺るがす。絶対にうやむやにできない」と抗議した(赤旗4月20日)。

(3) ①4月20日、学者や文化人、ジャーナリストや宗教者らが連名で下記の声明を発表した。任命拒否は「学問だけでなく思想、表現、報道の自由に対する政治介入」だ、ときの政権の思い通りの組織に改編されれば「科学は批判の力を持たない政治の召使となる」として、任命拒否を撤回させて学問・表現の自由を守り「法治主義の大原則に則った政治を取り戻そう」と声明した。

なお、ノーベル物理学賞受賞者の益川敏英京大名誉教授、上野千鶴子東京大学名誉教授、前川喜平元文科省事務次官など13人が呼びかけ人となり、これまでに各界各層の著名な125人が賛同し、学問と表現の自由を守る会(仮称)を結成し活動していくとした。

呼びかけ人らが東京都内で記者会見。佐藤学東大名誉教授は「学問の自由をめぐる戦後最大の事件であり、思想・表現・報道の自由にまで及ぶ。うやむやに終わらせるわけにはいかない」と強調した。

翻訳家の池田香代子さんは、「任命拒否し説明もしないが、説明せず分かっているなどというのがファシズムの本質だ」と指摘。内田樹神戸女学院大学名誉教授は、「学問の自由が侵害されて発言力が低くなり、日本の国力の問題になっている」と強調。笑下村塾のたかまつななさんは「気に入らない人を拒否すれば萎縮・差別につながる。子どもたちに胸の張れる社会を」と述べた。映画監督の井上淳一さんは、「次に狙われるのは映画やマスコミだと思う。我がこととして声を上げて行きたい」と述べた。(赤旗4月21日)

学問と表現の自由を守る会の声明(要旨)

政府自民党は、日本学術会議会員候補6名の速やかな任命を拒否したまま、政権の思うままの学術総動員体制の道具として日本学術会議を改変する改革案を一方的に提出しようとしている。この暴挙に抗議して以下の声明を発表する。

私たちは6名任命拒否の理由の説明、6名の速やかな任命、そのうえで日本学術会議の自主改革案に即した改革を要望する。

日本学術会議は、日本の科学者を代表する国の機関として科学者の立場で多数の政策提言を行い、日本社会の進むべき道を提示してきた。日本学術会議がときどきの政権の思い通

りの組織に改編され、学問の自由が奪われるならば、科学は批判の力を持たない政治の召使となる。政治が科学を軽んずれば国民の命を守れないことを新型コロナの危機によって体験している。学問の自由を奪われた社会は闇であり、真実や法を意のままに曲げる独裁者が登場することにもなりかねない。そのような暗黒の道を避けるために、任命拒否を撤回させ、学問の自由、表現の自由を擁護して、法治主義の大原則にのっとった政治をとりもどそう。

要請

6名の任命拒否は、日本学術会議法に照らして不当かつ違法な行為であり、憲法23条の学問の自由の侵害にあたり、思想・表現の自由に対する政治介入だ。自由に真理を追求し表現する社会の崩壊につながることを憂慮し要請する。

1 菅義偉首相へ

日本学術会議の「要望書」(2020年10月3日)並びに声明(21年1月28日)でも再度要望された2項目、①任命見送りの理由の説明、②任命拒否された6名の速やかな任命。この2項目以外に問題の解決はない。杉田和博官房副長官の国会への参考人としての招致を認め、任命見送りの経緯について答弁させることを要請する。

2 井上信治(科学技術政策担当) 国務大臣へ

日本学術会議の改革を求めているが、菅首相による任命拒否の理由の説明と速やかな6名の任命が大前提だ。この対応がなされないまま自民党が改革案を提示することは、日本学術会議の独立性の侵害であり、それを擁護すべき担当大臣の職務に反している。日本学術会議の自主改革案が実現するよう責任を自覚して対処することを要請する。

3 内閣法制局へ

内閣法制局は、任命拒否について日本学術会議法の「解釈改憲は行っていない」という見解を示している。「推薦どおりの人を任命する義務が(首相に)あるとまでは言えない」という解釈は、憲法65条と72条、15条を根拠に説明されている。この解釈が仮に成り立つとしても、任命拒否ができるという解釈に過ぎず、今回の任命拒否が妥当かどうか、妥当とすればその根拠はどこにあるか、見解を公表してもらいたい。

4. 政権与党(自民党・公明党)へ

法治国家では政権与党であろうと法を順守しなくてはならない。学問の自由の侵害が思想・表現・信仰の自由の侵害に連なることはいうまでもない。日本学術会議は、社会と国家の現在と将来に対して科学者共同体として責任を持つ組織であるべきであって、その時々政権に都合のよい組織であってはならない。日本学術会議の独立性を擁護し、学問の自由、思想・表現・信仰の自由を尊重する政治を要望する。自主改革を尊重し、政権与党による政治介入を行わないでほしい。

5. 野党へ

今回の任命拒否は、安倍政権から菅政権へと継続されてしまった法治主義や学問の自由の破壊を象徴する事件だ。根本的な解決がはかられるまで、国政の最優先課題の一つとして

国会審議を尽くすよう要望する。

6. 日本学術会議（梶田会長）へ

日本学術会議は、菅首相に22項目の「要望書」を提出するなど、一貫して学者の立場から日本学術会議法を尊重した対応をしてきた。しかし、外にいる人々には、日本学術会議の内側からの声が十分には聞こえていない。民主主義における科学の役割に関する国民全体の問題だ。日本学術会議の見解や方針が一般市民にも伝わるよう、明確で真摯な意思表明を要望する。

7. メディア関係の方々・表現に携わっているの方々へ

学問の自由の侵害がメディア統制に直結し、思想・表現の自由の剥奪、独裁国家へとつながることは歴史が証明している。問題を軽視せず、持続的に世論を喚起し、事実にもとづく正確な報道を続けることを要望する。

8. 市民へ

政治家や官僚のスキャンダル、違法行為と比べ、任命拒否問題はわかりづらく、NOの声をあげにくいかもしれない。しかし、新型コロナへの対応における無策、経済破綻による貧困と不安の拡大、軍事予算が優先され教育予算と文化予算を上回る政策と、学術総動員体制を画策した日本学術会議問題とは無縁ではない。この国の社会、経済、文化、学問、教育をこれ以上劣化させないためにも、解決に向けて、関心を持ち続けるよう願う。

(4) 4月21日、日本学術会議の総会が東京都内で始まった。

梶田会長が、任命を拒否されている会員候補6人の「即時任命」を強く求める声明を提案し、議論した。

梶田会長は、昨2020年の要望書をはじめ、1月に出した幹事会声明、8回にわたる井上科学技術担当相との会合などで、政府に繰り返し任命を求めてきたものの、正式な回答や説明がないまま今総会を迎えることになった、「解決をさらに強く求めたい」とした。

総会では声明を提案した。

政府・自民党が求めている学術会議の組織改革については、学術会議のあり方として重要な5つの要件を満たす必要性をあげたうえで、その点からみて国の機関である現在の設置形態を「変更する積極的理由を見出すことは困難だ」とまとめた幹事会の案について議論が行われた。会員からは、「政府のおどしに屈するような設置形態や学術会議法を変えることはすべきではない」、「特殊法人に変更する余地があるような文言を残すべきではない」、「改革案はあくまで自分たち自身の前向きなものであるべきだ」、とする懸念や意見が出た（赤旗4月22日）。

(5) ①東京都内で開かれた日本学術会議の総会は、2日目の4月22日総会の総意として、会員候補6人を「即時任命」するよう強く求める声明を出した。また現在の国の機関としての学術会議の設置形態を変更する理由は見いだせないとした組織改革の検討文書も決定し、同日梶田会長が声明と共に井上信治科学技術担当相に提出した。

②声明は、日本学術会議法を引用し、6人の欠員状態は法の定めを満たさぬ状態であり、

首相の任命行為は法的に終了していないと指摘。首相が法定会員210人を満たす「責務」を負っていると強調した。

③声明について梶田会長は、「一段と強い意見の表出であり、内容も強くなっている」と説明。

組織改革の検討文書（〈自民党提言〉）については、現在の学会会議は国家財政による安定した財政基盤や政府からの独立といったナショナルアカデミーとしての5要件を満たしており、「変更する積極的理由を見出すことは困難」とした。

幹事会が示した当初案にあった「特殊法人とする余地があると考えられる」との文言をめぐっては、会員から「政府に落とし所にされる危険がある」などの懸念が多数あがり、特殊法人への変更を肯定するものではないとする表現に修正された。

④なお組織改革をめぐっては、任命拒否問題発覚後に自民党はプロジェクトチームを立ち上げて学会会議を国から独立した組織に改めることを提言し、井上担当相が国の機関からの切り離しも含めた改革を会議側に求めている（4月23日赤旗）。

（6）日本学会会議は、4月22日東京都内で開いた総会2日目終了後、オンラインで記者会見を開いた。梶田会長は、同日の総会で決定した。会員候補6人の即時任命を求める声明について、「（これまで）残念ながら私たちの思いが届いておらず、さらに強い調子で発出した」と述べた。菅首相による任命拒否と政府からの組織改革の要求によって、学会会議がすべき他の審議が滞っている問題にも言及。「日本と世界の人々が新型コロナウイルス感染症の拡大で多大な困難に直面しているなか学会会議がその『あり方』の審議に取り組みざるを得なかったことに、会員は残念な思いを抱いている」と述べた。（4月24日赤旗）。

（7）①菅首相が日本学会会議の会員候補6人の任命を理由を明かさないうまま拒否している問題で、この6人全員は、4月26日までに、行政機関に自らの情報を開示させる「自己情報開示請求」を内閣府や内閣官房に行い、任命拒否の経過に関する文書を開示させ理由や責任の所在を明らかにさせるとしている。

その目的は、「なぜ首相が自分を任命しなかったのか」が分かる資料を被任命拒否者本人が請求することにより、プライバシーを理由とする開示拒否を防ぐことである。

また法学者や弁護士ら法律家1162人も4月26日、行政文書開示請求を行った。

②任命拒否されている日本学会会議の会員候補6人全員による「自己情報開示請求」と、1162人の法学者・弁護士らが名を連ねた行政文書開示請求につき、4月26日に都内で開かれた会見で、任命拒否された2人を含む請求者計5人が意義や思いを語った。

冒頭、岡田正則早稲田大学大学院教授は、「この問題では日本の民主主義と法治主義が試されていると思う」と問題提起し、「突然、首相が『学会会議法に縛られずに任命拒否できる』とし、何ら理由を説明しない。政府による議会制民主主義を破壊する行為だ。法律家の責任としてこれを見送るべきではないと思った」と、開示請求に踏み切った理由を述べた。

やはり拒否された小沢隆一東京慈恵会医科大学教授も、学会会議の独立性に言及しつつ、「学術の世界の人事が独立的に行われることは、その機関の活動の独立性を担保する要だ。

(任命拒否で)それが踏み躪られた。情報開示請求で経緯が明らかになるよう強く期待する。市民社会と政治と学術の関係を正す重要な一步になれば」、と語った。

学術会議会員や連携会員を務めた浅倉むつ子早稲田大学名誉教授は、学術会議がこれまで年間70～80件の提言を政府に出していたことを説明し、「政治への提言活動は市民社会への提言でもある。学術の分野から日本社会のあるべき姿を提言するという、持続的で常設的な活動をしている。それが(任命拒否で)阻害されていることは見過ごせない」と語った。

また情報開示請求に詳しい三宅弘弁護士は、任命拒否に関する行政文書の存否について、「公文書管理法の下、重要または異例の取り扱いをしたものについては廃棄せず歴史的文書として国立公文書館に移管しなければならない」と述べ、行政文書は存在するとの見方を示唆した。

中下裕子弁護士は、任命拒否の意思決定過程について「杉田官房副長官と内閣府の間だけで決めた。密室化・ブラックボックス化した政治だ。安倍前政権の森友・加計学園問題と同じ体質を菅政権も持っている」と批判し、「たたかわないと民主憲法が骨抜きにされる」と語った(赤旗4月27日)。

(8)5月27日、日本学術会議は幹事会後にオンラインで会見し、任命拒否された6人の候補の任命を求める4月の総会声明について、梶田会長が「声明という総会で決定した重みのある文書なので、政府は真剣に検討して対応するよう、粘り強く求めていく」と話した。(赤旗5月28日)。

(9)5月30日、日本科学者会議は第52回定期大会で任命拒否反対の決議を採択した(赤旗7月7日)。

九 任命拒否撤回要求の民主主義的意義

(1)以上に学術会議会員任命拒否問題の経緯(2020年12月1日以降)を追補的に辿ってきた(前稿「日本学術会議問題の経緯と本質」参照)。

その本質が民主主義と人権に危機をもたらすことが明らかである。とくに「学問と表現の自由を守る会の声明」(前掲)は問題点を網羅している。同声明の結論を、任命拒否された当事者の一人、小沢隆一東京慈恵会医科大学(憲法学者)の講演「アベ・スガ改憲を許さず、憲法が生きる社会の実現を」(月刊「憲法運動2021年5月号」)の該当部分を引用して補強し、本稿を締め括りとする。

(2)2020年10月1日の2日前に、学術会議の事務局からいきなり電話がかかってきまして、明後日の総会には会員として来なくていいという話でした。ビックリしましたがけれども、しかし電話の向こう側の、学術会議の事務局長の声も動揺しているみたいなので、これはなにか大変なことが起こったと即座に感じました。

この間、私は、学術会議の連携会員という立場で、12年間ほど会議の活動に関わって来ました。その中で、一番強く印象に残っているのは、いわゆる「核のゴミ」、高レベル放射

性廃棄物の処分問題について、学術会議の検討委員会に入って、原子力委員会への回答や提言をまとめた活動です。この活動も、学術会議ならではの活動だと思っています。今の北海道の寿都町や神恵内村での動きというのは、結局、いつまでに、どのくらいの核廃棄物がそこに最終処分されるのか全く見当がつかない中で手を上げているという状況です。そもそもどのくらいの核のゴミがこの国にあり、そして今後どのくらい増えるのか。そしてそれを国民合意のもとでしっかり処分していくためには、そもそも原子力政策の全体的見通しを決めないことには、手を上げる自治体はないでしょう。原子力政策の大本を決めないまま、どこに処分場を持って行くのかと議論をするのは、議論の仕方が転倒しているというのが、学術会議の回答でした。これは今の政府にとっては耳の痛い話だったのかもしれませんが、しかし学術会議だからこそ出すことができた回答であり提言です。

そういう政治と独立した学術の立場から意見を述べて、国民にも問題を提起していくという貴重な役割を学術会議は担っているわけです。その学術会議の会員任命について、菅首相は、自分に裁量権があるのだということで、任命を拒否する挙に出たわけですが、学術会議法に基づけば、実質的な会員の選定・罷免権は、学術会議自身にあるのだということがはっきりしている。およそ首相に裁量権があるなどは、この法律の中からは読み取れないことがはっきりしています。

戦前、学問の自由の規定がない明治憲法の下、軍国主義化の動きのなかで、慣行上認められてきた「大学の自治」さえも滝川事件などによって掘り崩され、治安維持法違反事件や天皇機関説事件などの思想弾圧事件が相次ぎました。そのなかで、科学も政治に従属して戦争遂行に動員されて、日本はアジア太平洋戦争へと突入し、敗戦を迎えることになりました。こうした戦前の苦い教訓を踏まえて、日本国憲法は、23条で「学問の自由は、これを保障する」と定めたのです。

学問の自由は、科学者とそのコミュニティが大学や研究機関という場の支えを受けて行使するものであり、学術会議は、学問研究の成果を持ちよって、政府や社会に対してさまざまな提言や勧告をおこなう機関です。

そうした学術会議の会員人事が、学術会議の会員、連携会員、多くの学協会の協力の下で自律的に行われることは、学術会議の活動の独立性にとって不可欠のことであり、それは学問の自由から導かれることです。

今回の事態を発端にして異論を排除する政治が横行し、「物言えぬ社会」の風潮が強まるならば、民主主義は危機に瀕します。学術会議は、1月28日に「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」という幹事会声明を発して、6名のすみやかな任命をあらためて菅首相に強く求めました。そして、4月22日の総会でも、6名の即時任命を要求する声明を決定しました。私も、一日も早い任命をかりとるべく力を尽くして取り組んでまいります。4月26日には、任命を拒否された6名と一緒に自己情報開示請求を行うとともに、同日に1162名の法学者、法律家が行政情報開示請求を内閣府に対して行いました。今後とも、どうぞご支援のほど、よろしく願いいたします。 (2021年6月13日筆了)

追記（2021年7月9日）

(1) ①法学者や弁護士ら法律家1162人が内閣府と内閣官房に行った情報開示請求に対する国の決定が6月30日までにまとまり一部のみ開示したが、任命拒否の理由がわかる資料は明らかにしなかった。

②これとは別に、任命拒否された6人自身が行った開示請求についても、国はすべて不開示とした（赤旗7月1日）。

③ ③請求人らは、7月8日都内で会見し、行政不服審査法に基づく審査請求を検討する方針を明らかにした。

④任命拒否された6人は、内閣府や内閣官房に「自己情報開示請求」をしたが、国側は5～6月にかけてそのすべてについて不開示決定した。「不存在」「保有せず」などが理由だが、一部は「公正な人事に支障を及ぼす」として請求を拒否した。

⑤また、弁護士ら法律家1162人も任命拒否の理由や根拠がわかる文書などの開示を求めたが、国は一部のみ開示したものの、「黒塗りも多く、理由や根拠が分かるものは全くない」（請求人共同代表福田護弁護士）というものだった。

⑥任命拒否を巡っては、杉田官房副長官が内閣府に対し、任命時に除外する候補者を伝えたことを示す文書が政府から国会に示されており、任命拒否された1人の岡田正則早稲田大学大学院教授は「『外すべき者』という文書があるので、除外する理由についての文書がやり取りされたことは確実だ。あったものが無くなった理由を明らかにしないと、文書隠しや文書の隠蔽があったと疑われても当然だ」と指摘。「人事に支障が及ぶ」という不開示理由についても「なぜ本人に文書を開示することで人事に支障が生じるのか。それを説明しないと違法だ」と語った。

やはり任命拒否された小沢隆一東京慈恵会医科大学教授は、「『文書がないはずがない』というのが私たちの立場だが、もし文書がないとすると、根拠もなく日本学術会議法の規定に反する任命拒否をしたということになる」と、政府の姿勢を批判。日本学術会議法が会員数を「210人」と具体的に定めていることから「（6人が任命拒否されたために）違法な状態となった。これをつくり出した責任が首相にある」と語った。

⑦1162人の請求人の共同代表で公文書管理などに関する政府機関委員を務めてきた三宅弘弁護士は、今後の取り組みについて、「不服審査請求をし、例えば黒塗りにされた部分を法律家らでつくる審査委員にみて貰うことが可能。任命拒否がいかにも違法な手続きでされていたのか、これから明らかにして行く『第2ステージ』が始まる」と語った（7月9日河北新報・赤旗）。（7月9日追記）

(2) 本問題は未だ解決をみていない。依然として6名は任命を拒否されたままだからである。この問題を勝利に終わらせるためには、学問の力、すなわち真実を求める運動を一層強化していかなければならない。（2021年8月11日追記）。